



## 図書館法

昭和 25 年 4 月 30 制定

最終改正：平成 23 年 12 月 14 日

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律の目的は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

#### (図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

#### (司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

#### (司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号にいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を終了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

##### イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で、社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条之二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条之三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条之四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

( 入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

( 図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に公布した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

( 都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

( 入館料等)

第二十八条 私立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

( 図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

[ 附則については省略]



## 札幌市図書館条例

昭和 25 年 4 月 21 日制定

最終改正 平成 24 年 2 月 28 日

第 1 条 本市は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、図書館を設置し、その名称及び位置は別表のとおりとする。

第 2 条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクレーション等に資するとともに、図書、記録その他必要な資料に関する調査研究、指導その他の業務を行う。

第 3 条 図書、記録その他の資料の閲覧及び利用は無料とする

第 4 条 館内で図書を閲覧するときは、教育委員会の定める手続きによらなければならない。

第 5 条 教育委員会が定める一定の条件を備えるものは図書を館外に借り出して、閲覧することができる。

2 前項により借り出して閲覧をなそうとするときは、教育委員会の定めるところにより館長の許可をうけなければならない。

第 6 条 館長は、次に掲げる者に対し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 他に迷惑を及ぼす者

(2) その他館長が館内の秩序を乱すおそれがあると認める者

第 7 条 入館者は、すべてこの条例及びこれに基づく規定並びに館員の指示に従い秩序を守らなければならない。

第 8 条 図書館は、一般の利用に供する目的で、図書、記録その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

第 9 条 寄託を受けた図書、記録その他の資料は、別段の契約がある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いとする。

第 10 条 寄託を受けた図書、記録その他の資料が火災、盗難その他不可抗力の災害により損害を受けた場合においては、市はその責を負わない。

第 11 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、札幌市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第 12 条 この条例について必要な事項は教育委員会が定める。

[ 附則については省略 ]

### 別表

名称	位置
札幌市中央図書館	札幌市中央区南 22 条西 13 丁目
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似 7 条 4 丁目
札幌市元町図書館	札幌市東区北 30 条東 16 丁目
札幌市東札幌図書館	札幌市白石区東札幌 4 条 4 丁目
札幌市厚別図書館	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目
札幌市西岡図書館	札幌市豊平区西岡 3 条 6 丁目
札幌市清田図書館	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目
札幌市澄川図書館	札幌市南区澄川 4 条 4 丁目
札幌市山の手図書館	札幌市西区山の手 4 条 2 丁目
札幌市曙図書館	札幌市手稲区曙 2 条 1 丁目



## 札幌市図書館条例施行規則

平成3年3月8日制定

最終改正：平成24年3月9日

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、札幌市図書館条例(昭和25年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (業務)

第2条 条例第2条の規定により収集し、整理し、保存するその他必要な資料は、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、マイクロフィルム、視聴覚資料等の資料とし、同条の規定に基づき実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、マイクロフィルム、視聴覚資料等の資料(以下「図書館資料」という)の館内利用及び館外貸出に関すること。
- (2) 図書室及び図書コーナーの設置及び運営に関すること。
- (3) 読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講習会、講演会、映写会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (5) 図書館報等の発行及び頒布に関すること。
- (6) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借等の相互協力に関すること。
- (7) その他図書館(以下「館」という。)の目的を達成するために必要な業務

## (開館時間、休館日等)

第3条 館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	中央図書館	(1) 月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)午前9時15分から午後8時まで (2) 土曜日及び日曜日並びに休日 午前9時15分から午後5時まで
	上記以外の図書館	(1) 月曜日、金曜日、土曜日及び日曜日並びに休日 午前9時15分から午後5時まで (2) 火曜日から木曜日まで(休日に当たる日を除く。)午前9時15分から午後7時まで
休館日	(1) 1月1日から同日3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 図書整理日(毎月第4水曜日とし、その日が休日に当たるときは、委員会が別に定める日とする。) (3) 施設点検日(毎月第2水曜日とし、その日が休日に当たるときは、休館日としない。) (4) 蔵書一斉点検期間(委員会が毎年1回15日を超えない範囲内において定める期間とする。)	

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館展示室の利用時間及び休業日は次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は、臨時に休業日を設けることができる。

利用時間	午前8時45分から午後5時15分まで
休業日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

## (入館日の遵守事項等)

第4条 館に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はおそれのある行為をしないこと。
- (4) 図書館資料又は館内の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員が指示した事項

2 館長は、入館者が前項各号に掲げる事項を遵守しないときは、その者を退館させることができる。

( 費用の弁償)

第5条 図書館資料を亡失し、又は汚損したときは、これと同一のもの又は相当の代金をもって弁償させることができる。

## 第2章 館内利用

( 利用手続き等)

第6条 図書館資料の館内での利用(以下「館内利用」という。)は、館長が指定する場所で行わなければならない。

2 館長がとくに指定した図書館資料について、館内利用をしようとするときは、あらかじめ職員に申し出なければならない。

## 第3章 館外貸出

### 第1節 個人貸出

( 利用資格)

第7条 図書館資料の個人への貸出し(以下「個人貸出」という。)を受けることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、次条の規定により登録を受けた者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市外に住所を有する者のうち市内に所在する学校に在学する者
- (3) 市外に住所を有する者のうち市内に所在する会社等に勤務する者
- (4) その他委員会が別に定める者

( 登録手続等)

第8条 個人貸出の登録を受けようとする者は、前条各号に規定するいずれかの資格(以下「個人貸出の資格」という。)を有することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して、個人貸出登録申込書(様式1)を館長に提示しなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。

2 館長は、登録の申込みを受けた場合には、その内容を審査し、当該申込みを行った者が個人貸出しの資格を有していることを確認したときは、これを登録し、貸出券(様式2)を公布するものとする。

3 登録の期間は、登録を受けた日から3年間とする。

( 届出)

第9条 個人貸出の登録を受けた者は、個人貸出登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

( 登録の取消し)

第10条 館長は、個人貸出の登録を受けた者が個人貸出の資格を有しなくなったと認めるときは、その者の登録を取り消すものとする。

( 登録期間の更新)

第11条 館長は、登録を受けていた者の申し出により、その者が個人貸出の資格を有することについて、当該登録の期間が満了した日の翌日から1年以内に確認した場合には、その登録の期間を、当該満了した日の翌日から3年間更新する。

( 利用手続)

第12条 個人貸出を受けようとする者は、貸出券を提示しなければならない。

( 貸出しの数及び期間)

第13条 個人貸出を受けることができる図書館資料(現に貸出を受けている図書館資料を含む。)の数は、次に定める数を限度とする。

- (1) 図書館資料(次号に掲げるものを除く。) 10冊
- (2) 視聴覚資料 2点

2 個人貸出を受けることができる期間は、14日間を限度とする。ただし、当該期間の末日が第3条第1項に規定する休館日と重なったときは、順次これを繰り下げる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認められた場合には、第1項各号に定める数を超え、又は前項に定める期間を超え

て個人貸出を受けることができる。

(貸出の停止等)

第14条 館長は次の各号のいずれかに該当する者に対して、一定の期間個人貸出を停止し、又はその登録を取り消すことができる。

- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、又は貸出券を他人に使用させる等不正な行為をした者
- (2) 個人貸出を受け、前条第2項に定める期間経過後もなお図書館資料を返納しない者

(個人貸出をしない図書館資料)

第15条 次の各号の一に該当する図書館資料は、館長が特に認めた場合を除き、個人貸出をしない。

- (1) 館長が指定する貴重図書及び特別図書
- (2) 辞書類及び参考書類
- (3) 行政資料、郷土資料及び逐次刊行物
- (4) その他館長が指定する図書館資料

## 第2節 郵送貸出

(郵送貸出)

第16条 市内に住所を有する者で身体の障害等により来館できないものは、郵送による個人貸出(以下「郵送貸出」という。)を受けることができる。

2 郵送貸出を受けようとする者は、郵送貸出登録申込書(様式3)に市内に住所を有すること及び来館できないことを確認できる書類を添付して館長に提出し、登録を受けなければならない。

3 館長は、個人貸出の登録を受けていない者に対して郵送貸出の登録を行う場合には、個人貸出の登録も同時に行うものとする。

(郵送貸出に係る届出)

第17条 前条第2項の規定により郵送貸出の登録を受けた者は、第9条に定める事項のほか、来館できない事情に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(郵送貸出の登録の取消し)

第18条 館長は、第16条第2項の規定により郵送貸出の登録を受けた者が同条第1項の規定に該当しなくなったと認めるときは、郵送貸出の登録を取り消すものとする。

(個人貸出に係る規定の準用)

第19条 第8条第2項及び第3項並びに第11条から第15条までの規定は、郵送貸出について準用する。この場合において、第13条2項中「14日間」とあるのは「1月間」と読み替えるものとする。

## 第3節 団体貸出

(利用資格)

第20条 図書館資料の団体への貸出し(以下「団体貸出」という。)を受けることができるものは、市内の地域団体、職場団体、社会教育関係団体その他の団体(以下「市内団体」という。)とする。

(登録の手続等)

第21条 団体貸出を受けようとするものは、団体貸出登録・更新申込書(様式4)を館長に提出し、登録を受けなければならない。

2 団体貸出を受けることができる図書館資料の数は400冊の範囲内において団体貸出しを受ける市内団体の規模等に応じ館長が認める冊数とし、その貸出期間は、1月以内とする。

3 第8条第2項及び第3項、第9条から第12条まで、第14条並びに第15条の規定は、団体貸出について準用する。この場合において、第11条中「登録を受けていた者の申し出により、その者が個人貸出の」とあるのは「登録を受けていた団体が団体貸出登録・更新申込書(様式4)を提出し、当該団体が団体貸出の」と、第14条第2号中「前条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

(図書館資料の管理)

第 22 条 団体貸出を受けた市内団体及びその代表者は、団体貸出を受けた図書館資料に関する一切の責任を負うものとする。

( 費用の負担)

第 23 条 団体貸出を受けた図書館資料の運搬等に要する費用は、団体貸出を受けた市内団体の負担とする。ただし、館長が適当と認めるときは、この限りでない。

#### 第 4 章 図書室及び図書コーナー

( 設置)

第 24 条 委員会は、図書館奉仕業務の一環として別表のとおり区民センター内に図書室を設置し、図書の貸出等を行うものとする。

2 教育長は、前項に規定する図書室を除くほか、市役所、地区センターその他の適当と認める施設内に図書室又は図書コーナーを設置することができる。

3 前 2 項の規定による図書室又は図書コーナー(以下この項及び次項において「図書室等」という。)は、教育長がその管理運営に当たる。ただし、教育長は、図書室等が設置される施設(次項において「施設」という。)の管理者に、その管理事務の一部を委託することができる。

4 図書室等の利用に関し必要な事項は、施設の管理者と協議して教育長が別に定める。

#### 第 5 章 寄贈及び寄託

( 手続等)

第 25 条 図書館資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、寄贈・寄託申込書(様式 5)を館長に提出することにより、これを行うことができる。

2 寄贈され、又は寄託される図書館資料のこん包、運搬等に要する費用は、寄贈者又は寄託者の負担とする。

#### 第 6 章 札幌市図書館協議会

( 会長及び副会長)

第 26 条 条例第 11 条に規定する札幌市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議)

第 27 条 協議会の会議は必要の都度会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数出決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 庶務)

第 28 条 協議会の庶務は、中央図書館において行う。

#### 第 7 章 補則

第 29 条 この規則の施行に関し必要な次項は教育長が定める。

[ 附則及び様式については省略]

名称	設置場所
中央区民センター図書室	札幌市中央区南 2 条西 10 丁目 札幌市中央区民センター内
北区民センター図書室	札幌市北区北 25 条西 6 丁目 札幌市北区民センター内
東区民センター図書室	札幌市東区北 11 条東 7 丁目 札幌市東区民センター内
白石区民センター図書室	札幌市白石区本郷通 3 丁目北 札幌市白石区民センター内
豊平区民センター図書室	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 札幌市豊平区民センター内
南区民センター図書室	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 札幌市南区民センター内
西区民センター図書室	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 札幌市西区民センター内